

6. 奨学金の休止又は廃止事由

- (1) 休学、あるいは長期に欠席するとき
- (2) 退学したとき
- (3) 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としなくなったとき
- (6) 奨学金給付規程第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき
- (7) 奨学金給付規程第17条に定める責務に特段の理由なく違反したとき
- (8) 上記の他、奨学生として適当でない事実があったとき

7. 手 続

(1) 必要書類

ア 願書

イ 指導教員の推薦書

ウ 成績を証明するもの

(直近のものをご提出ください。1年生の場合は、前期の成績表を提出ください)

エ 住民票 (世帯全員が記載されているもの。取得後3か月以内のもの)

オ 保護者の所得証明書

カ 個人情報の取扱いに関する同意書

キ 課題1 (奨学金志望理由)

ク 課題2 (作文)

「熊本県が九州全体の活性化に貢献するためには、どのような取り組みが必要でしょうか?熊本県の強み・弱みを踏まえ、具体的な提案を交えて論じて下さい。」

【様式】ワードにて、A4サイズ・横書きで作成。字数1,200~2,000字。

フォント:MS明朝、11pt。作文冒頭に所属学校名と氏名を明記すること。

【該当の方のみ】

- ・ 編入学の合格通知書のコピー

※現在、財団指定の募集対象校に在籍する方で、来年度、すでに財団指定の別の募集対象校に編入学が決まっている方はご提出ください。

必要書類の書式は財団のホームページ (<https://hoshinowa.or.jp/>) に掲載しています。

ご不明な点がございましたら、財団ホームページよりお問い合わせください。

なお、財団ホームページの「よくある質問」もご参照ください。

(2) 提出方法 財団宛郵送のこと。

(3) 提出期限 2024年11月15日(金) ※財団必着

(4) 提出先 (連絡先)

〒860-0805 熊本県熊本市中央区桜町3番10号 SAKURA MACHI Kumamoto 5階
Eggplant KUMAMOTO 桜町総合就職プラットホーム内
公益財団法人ほしのわ 事務局

8. 奨学生の決定

- (1) 奨学生の決定は、財団の奨学生選考委員会の面接及び選考を経て決定し、その結果を本人及び各学校に通知します。
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9. 奨学生の義務

奨学生は、財団が年に3回開催する奨学生交流会には、特別な事情がない限り出席しなければなりません。当財団の奨学金は、奨学生が自分で管理し、自身の勉強と生活のために使わなければなりません。

以上